準備金の額の減少公告

当社は、平成二十八年十一月七日を効力発生日とする伊藤メデックス株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを停止条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

平成二十八年十月四日

仙台市青葉区新坂町一五番九号

伊藤メデックス販売株式会社

代表取締役　伊藤　紘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、株主総会決議に基づく募集株式の発行に伴う資本金及び資本準備金の増加の効力発生を条件として、資本金の額を十一億円、資本準備金の額を十億千三百七十万七千百円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月二十四日

掲載頁　一二六頁（号外第一四〇号）

平成二十八年十月四日

兵庫県神戸市中央区多聞通五丁目三番八号

ユーシーシーフードサービスシステムズ株式会社

代表取締役　上島　成介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年十月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効になります。

また、定款を変更して譲渡による株式の取得につき当会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十八年十一月二十日です。

平成二十八年十月四日

山形市城北町一丁目一九番一七号

両羽物産株式会社

代表取締役　小嶋　祐吉

限定承認公告

本籍宮城県仙台市宮城野区燕沢一丁目六四番地五六、最後の住所宮城県仙台市泉区実沢字男生山五番地の一四（三六Ｂ－一二Ｌ）

被相続人　亡　加藤　邦生

右被相続人は平成二十八年七月十八日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十一日仙台家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

仙台市青葉区大町二丁目五番一〇号　御譜代町ビル二〇三　杉山法律事務所

相続財産管理人加藤芳

右代理人弁護士　髙橋芳代子

限定承認公告

本籍宮城県大崎市鹿島台木間塚字東浦六二番地、最後の住所東京都練馬区早宮一丁目三五番一一号　ＤＲホームズ練馬氷川台二〇五

被相続人　亡　大久保浩宗

右被相続人は平成二十七年五月二十九日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

宮城県仙台市泉区寺岡二丁目八番地の一〇

限定承認者　大久保茂信

限定承認公告

本籍東京都大田区北千束二丁目四五番、最後の住所東京都杉並区荻窪五丁目二九番一一号

被相続人　亡　椎葉　晃浩

右被相続人は平成二十八年四月二十一日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

千葉県柏市光ヶ丘団地三

限定承認者　椎葉　良雄

限定承認公告

本籍東京都練馬区東大泉三丁目九五二番地、最後の住所東京都練馬区東大泉三丁目三六番一五号

被相続人　亡　日山　時男

右被相続人は平成二十八年六月八日死亡し、その相続人は平成二十八年九月二十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

東京都世田谷区南烏山六丁目一〇番八―三〇一号　相続財産管理人　佐野　隆史

限定承認公告

本籍神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目二七四四番地一一、最後の住所神奈川県高座郡寒川町一之宮四丁目二六番一四号

被相続人　亡　有倉　谷一

右被相続人は、平成二十八年二月八日死亡し、その相続人は平成二十八年九月十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

神奈川県厚木市中町三丁目一二番三号藍田ビル五階　本厚木法律事務所

相続財産管理人平野俊一

代理人弁護士　佐藤　光輝

同　瀬戸　崇文

限定承認公告

本籍長崎県長崎市曙町二四〇番地、最後の住所長崎県長崎市田中町七四番地一

被相続人　亡　有田　ヌイ

右被相続人は平成二十七年十二月十五日死亡し、その相続人は平成二十八年四月十九日長崎家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十月四日

鹿児島県鹿屋市寿四丁目三〇三四番地一七

ユニオンヒルズ寿一〇三号

相続財産管理人　有田　政和

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十八年十一月三日をもって投資運用業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに投資運用業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十八年十月四日

東京都中央区八重洲一丁目三番七号

トップリート・アセットマネジメント株式会社

代表取締役社長　千葉　達也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を十六億三百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000468/uzb7/

平成二十八年十月四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　水インベストメント特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を四億九千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000340/93zj/

平成二十八年十月四日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　海インベストメント特定目的会社

取締役　山中　宏之

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　十月四日付第二一九号六四　ページ●同日付政府調達第一八六号三二ページ
発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）